

長崎キリシタン考(4) —禁教時代から復活まで—

長崎史談会 幹事 村崎春樹

豊臣秀吉による伴天連追放令

天正15年(1587)6月19日、豊臣秀吉は筑前箱崎にて、ポルトガル貿易責任者(カピタン・モール)ドミンゴス・モンティとイエズス会の本準管区長ガスパール・コエリヨに、「宣教師退去と貿易の自由」を通告した。その内容は

- ① 日本ハ神國たる処きりしたん國より邪法を授候儀 太以不可然候事(日本は神々の国である。宣教師は邪宗を唱えている。キリシタン国が邪法を授けている。それはよろしくない)
- ② 其國郡之者を近付門徒になし 神社佛閣を打破之由 前代未聞候 國郡在所知行等給人に被候儀は當座之事候。天下よりの御法度を相守、諸事可得其意処 下々として猥義曲事(彼らは諸國で宗門を広めつつ日本の神社仏閣を破壊している。かってないことであり、罰せられるべきである)。
- ③ 伴天聯其知恵之法を以 心さし次第に檀那を持候と被思召候へは 如右日域之佛法を相破事曲事候条 伴天聯儀日本之地ニハおかされ間敷候間 今日より廿日之間に用意仕可帰國候 其中に下々伴天聯に不謂族(儀の誤りか)申懸もの之ハ曲事たるへき事(伴天連は説法によって信者が自発的にキリシタンにしていると思っていたが、上記のように力づくで仏教から信者を奪い取るのは、問題である。パテレンは20日以内に自國に立ち去れ)
- ④ 黒船之儀ハ 商買之事候間格別候之条 年月を経諸事賣買いたすへき事(商船は商売のためであるから、別の問題である)。
- ⑤ 自今以後佛法のさまたけを不成輩ハ 商人之儀は不及申、いつれにてもきりしたんより往還くるしからず候条 可成其意事(今後、神と仏の教えに妨害を加えなければ日本に来るのは自由である。) 已上天正十五年六月十九日 朱印

この伴天連追放令はキリシタンの禁止は規定していない。伴天連(宣教師)の布教のやり方に問題ありとして追放を命じているのみである。さらに商売(貿易)の継続や国外との往来も認めている。

秀吉が「伴天連追放令」に伴い行った処置は(ルイス・フロイス『日本史第2部99章』による)

- ① ポルトガルが宣教師を渡航させる事の禁止
- ② 博多のイエズス会領の没収
- ③ 伴天連追放を博多にて公表
- ④ キリシタンの家臣が十字架の旗を掲げる事の禁止
- ⑤ キリシタンからロザリオと聖遺物の剥奪
- ⑥ 血判起請文による棄教の誓約強制
- ⑦ 浦上・長崎の教会領没収
- ⑧ 長崎の城壁の破壊
- ⑨ 長崎への課税
- ⑩ 大村・有馬の諸城破壊令に伴う教会放火
- ⑪ 伴天連追放の全国公表
- ⑫ 都・大坂・堺の教会と修道院没収
- ⑬ イエズス会資材没収
- ⑭ 都のキリシタン教会没収
- ⑮ 黒田孝高への冷遇

⑯ 長崎で建設中教会の小早川隆景へ寄贈

⑰ 長崎の修道院、平戸の教会・修道院を没収、仏教徒に付与

⑱ 諸教会より時計没収

⑲ 大阪城のキリシタン女性の追放

とされている、高山右近の所領没収は⑥の棄教の誓約の拒否によるものであり、秀吉の指名によって行われた。高山右近の所領没収は、秀吉による中央集権体制の一つの見せしめとして行われた。

慶長元年の禁教令と日本26聖人

秀吉の再度のキリシタン禁教令の発端は、同年(1596)に土佐に漂着したスペイン船「サン・フェルペ」の乗組員によるスペイン王国は宣教師のキリスト教布教ののち軍隊を派兵し領土を拡大したと豪語したことであるとされているが、禁教令布告の背景には従来から日本において布教活動していたポルトガル系のイエズス会は、秀吉の意をくみ目立つことを避けた布教活動を行っていたが、イエズス会に対抗意識を持つ、新参でスペイン系のフランシスコ会は、秀吉の禁教令を無視して攻撃的で戦闘的な布教を展開こともあり。秀吉は再度禁教令を布告するとともに京・大坂で宣教師や信者26名を捕縛、長崎において処刑した。これが日本26聖人である。この中には3名の日本人少年がいた。(つづく)

